

総会議案書

2022年4月16日（土）

午後1時30分

置賜総合文化センター

米沢古文書研究会

目 次

- 1 2021 年度事業報告
- 2 2021 年度決算報告
- 3 2022 年度事業計画
- 4 役員名簿
- 5 2022 年度予算
- 6 会則

2021 年度事業報告

1. 例会日程

I 部 (第 3 土曜日)	II 部 (第 4 土曜日)
(国政談上→直江状、増補旅使奏訓)	(式目、井蛙鄙談→国政談下)
2021 年 4 月 17 日 総会 (終了後「穴堰」の話)	4 月 24 日
5 月 15 日	5 月 22 日
6 月 19 日	6 月 26 日
入門講座を 7 月 3 日, 10 日の各土曜日午後 1 時 30 分~4 時	
7 月 17 日	7 月 24 日
9 月 18 日	9 月 25 日
10 月 16 日 研修旅行 (座学)	10 月 23 日 午後ミニ講演会
11 月 20 日 午前中 古文書解読相談会	11 月 27 日
12 月 18 日 (第 3 土曜日)	12 月 11 日 (第 2 土曜日)
2022 年 1 月 15 日	1 月 22 日 新春茶話会
2 月 19 日 中止	2 月 26 日 中止
3 月 19 日 中止 (会計と会長打ち合わせ)	3 月 26 日 (午前中理事会)
3 月 31 日 (木) 会計監査を実施	

2. 新型コロナウイルス感染症対策

2022 年になると、米沢でもクラスターが発生して、2 月 3 日から 3 月 21 日まで文化センターを含めたコミセンが利用中止となり、研究会の 2 月 19 日、26 日、3 月 19 日の例会は実施できず、3 月 19 日午前中に予定の理事会も延期し 3 月 26 日に実施した。

3. 初めての古文書入門講座

・7 月 3 日、10 日午後 1 時 30 分から文化センターで 2 回実施した。「翹楚編を読む」の出版を記念して「鷹山の福祉政策」をテーマとして、老人への扶持給付、独身者への結婚斡旋、子だくさん世帯への扶持給付、身寄りのない老人・子どもの世話、障害者・病人・病気の旅人の世話などに関係する「式目」、「総紙」の関係文書を教材にした。

4. 研修旅行：バーチャル研修旅行（講演会）に変更して実施

10 月 16 日（土）午後 1 時半から、東部コミセンで、演題「北西部 広幡地区の歴史と神社を知る」として、石黒志保さんの講演を拝聴し、なかなか見ることができない成島神社内部に献納された大きな額などをプロジェクター映像で拝見した。会員 21 名参加。

5. 秋のミニ講演会

10 月 23 日（土）午後 1 時半から北部コミセンで、秋のミニ講演会を実施した。講師小林擴

二さんが演題「米沢の饅頭屋（うどんや）今昔」としてお話された。

6. 古文書解読の相談（各家庭に埋もれている古文書の発掘）と臨時理事会

11月20日（土）10：00～12：00に203研修室で実施した。解読相談は、3名の方々が文書を持参した。

7. 新春茶話会

2022年1月22日（土）、式目の講義の後に、新春茶話会「自己紹介と過去現在未来の2分間スピーチ」を実施した。会員各自の近況などを知ることができた。

8. 例会教材

- ・I部の 国政談（上）終了後 2022年1月から 直江状を開始した。直江状終了後は高橋捷夫家の文書を教材とする。
- ・II部の 井蛙鄙談終了後 2021年12月から 国政談（下）を開始した。これにともない講師を変更した。

9. インターネットの利用

- ・米沢古文書研究会のホームページを作成している。例会の予定、教材などを掲載している。
<http://yonezawakomonjo.web.fc2.com/>

10. 市立図書館のサポーター活動

- ・コロナ対策のため、正式なサポーター活動は休止だった。

11. 新入会会員ほか

- ・2022年1月、1名入会した。
- ・2022年2月3日前会長の山王堂初雄さんが、逝去された。
- ・米沢有為会副会長の加藤国雄さん（横浜市在住）が「上杉鷹山の藩政改革と金主たち」を出版し、贈呈があったので、会員で回し読みを行った。加藤さんはその後、改訂版も出版。加藤さんの研究が、鷹山の没後200周年に併せて朝日新聞天声人語で紹介された。鷹山は文政5(1822)年3月12日死去。

12. 資料集作成

- ・60周年（2026年）記念誌になるように準備している。
- ・例会担当を中心に、米沢藩の職制や歴代米沢藩主について 紹襲録（しょうしゅうろく 役職ごとに役職の内容、担任した家臣名を詳細に整理したもの、大部である）や任職叢考（紹襲録の要約版）などを参考に整理する事から始めている。

以上

2022 年度

米沢古文書研究会事業

1. 例会日程

I 部（第 3 土曜日） （直江状→高橋家文書、増補旅使奏訓）	II 部（第 4 土曜日） （式目、国政談下）
2022 年 4 月 16 日 総会	4 月 23 日
5 月 21 日	5 月 28 日
6 月 18 日	6 月 25 日
入門講座の候補・7 月 9 日、16 日の各土曜日午後 1 時 30 分～4 時	
7 月 2 日（7 月 16 日入門講座の場合）	7 月 23 日
9 月 17 日	9 月 24 日
10 月 15 日 研修旅行	10 月 22 日 ミニ講演会
11 月 19 日（午前中 古文書解読相談会）	11 月 26 日
12 月 17 日（第 3 土曜日）	12 月 10 日（第 2 土曜日）
2023 年 1 月 21 日	1 月 28 日（新春茶話会）
2 月 18 日	2 月 25 日
3 月 18 日午前中理事会開催	3 月 25 日（例会後監査）

2. 初めての古文書入門講座（本会主催）

教材として、①鷹山没後 200 周年なので、鷹山関係の文書（鷹山・細井平洲の文書、かても・飯粮集）など、②「文の燈」、③研究会双書から、④式目（鷹山時代のもの、忠臣蔵のもの）など、が候補になっている。時期は、昨年並みの 7～8 月、あるいは 9 月、夜間などの意見がある。（7 月 2 日、9 日の会場予約。ただし 7 月 2 日は小さい会場しか予約できず、7 月 16 日の I 部例会と交換することになるか）。講師は未定。

3. 研修旅行

昨年、現地に行けず座学に終わった成島神社などの米沢北西部から田沢地区などを秋に行う方向で候補に研修担当者で検討する。

4. 秋のミニ講演会

講師 武田節子さん、テーマは講師にお任せ。

例年午前 11 時から講演、昼食座談を挟んで例会を実施していたが、去年はコロナ対策のため、午後から講演として昼食座談を行わなかった。今年もコロナの状況により開始時間を調整する可能性がある。

5. 古文書解読の相談（各家庭に埋もれている古文書の発掘）

昨年同様に実施する。後で検証できるように記録を行う。

6. 例会講師と教材

事業報告 8 項のとおり、教材、講師を変更する。

7. 60 周年の準備

60 周年（2026 年）記念誌になるように資料集の編集を行う。例会担当を中心に、打ち合わせの機会を作って具体化を検討する。

8. インターネットの利用

・米沢古文書研究会のホームページを作成している。例会の予定、教材などを掲載

<http://yonezawakomonjo.web.fc2.com/>

・例会の中止、延期などを速報的に掲載している。「一口メモ」のページには、勉強に関連して知っていると便利な事項が紹介されている。

9. 市立図書館のサポーター活動

・昨年度はコロナ対策のためサポーター活動が休止で、自主的活動として解読などを多少実施してきた。今年度もできる範囲で、サポーター活動や自主的活動を継続する。

10. 第 65 回市立米沢図書館主催古文書解読講座への参加

図書館講座と研究会例会が重ならないように調整する必要がある。また、図書館講座の教材、講師について要望を伝えることも必要。

11. その他

・講師同士の連携と講師以外も含めた事前の打ち合わせ・準備などの機会を作る。

以上

米沢古文書研究会 会則

- 第1条 本会は米沢古文書研究会と称する。
- 第2条 本会の事務所を幹事宅に置く。
- 第3条 本会は古文書の解読技術を身につけ、郷土に伝わる古文書に親しみ、相互に学習・研究していくことを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 古文書解読学習会の開催。
 - 2 その他、必要な事項。
- 第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。
- 第6条 本会に次の役員をおく。
- | | | | |
|-----|-----|----|-----|
| 会長 | 1名 | 幹事 | 若干名 |
| 副会長 | 2名 | 監事 | 2名 |
| 理事 | 若干名 | | |
- 第7条 会長、副会長および監事は総会において推挙する。理事並びに幹事は会長が委嘱する。
- 第8条 役員任期は2ヵ年とする。但し再任をさまたげない。
- 第9条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
理事は会長・副会長と共に理事会を構成し本会を運営する。
幹事は会務の執行に当たる。監事は会計を監査する。
- 第10条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会にはかつて会長が委嘱する。
- 第11条 本会の会議は総会・理事会・幹事会とする。
総会は年1回会長が招集し、会則の変更・予算・決算・事業計画・役員改選・その他 重要事項を審議する。
- 第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

本会の会則は昭和62年4月18日から施行する。

会則第2条を平成21年4月18日から改正・施行する。